

大磯町国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正概要

令和5年度の税制改正大綱に基づく、地方税制度改正の一環として、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しを行う地方税法の改正が令和5年3月下旬に予定されています。

また、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、特例対象被保険者等に係る申告における提示書類の改正を併せて行います。

これらに伴い、大磯町国民健康保険税条例の一部改正を行う予定です。

2 税制改正大綱により示された国民健康保険税についての改正内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行20万円）に引き上げます。

(2) 国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、次のとおりとします。

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に
乗すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げます。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に
乗すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げます。

3 大磯町国民健康保険税条例の改正内容

国民健康保険税の軽減判定所得の算定に用いる金額について、該当する条項を、以下のとおりとします。

	現行	改正後
5割軽減	28.5万円	29万円
2割軽減	52万円	53.5万円

4 雇用保険法施行規則の一部改正に伴う所要の改正について

雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、特例対象被保険者等に係る申告における提示書類を以下のとおりとします。

	提示書類
現行	前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。） <u>その他の特例対象被保険者等であること</u> の事実を証明する書類を提示しなければならない。
改正後	前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。） <u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u> を提示しなければならない。

5 施行予定日

令和5年4月1日から施行します。